



【学校の対応】

- 被害生徒や、いじめを知らせてくれた生徒等に充分配慮し、事実確認を行う。
- 被害生徒、加害生徒の双方から丁寧に事情を聴き取るとともに、周辺生徒や関係教職員からも可能な限り聴き取りを行い、正確な事実確認を行う。
- 被害生徒について、過去のアンケート調査の状況を確認するとともに、必要に応じて当該生徒の所属する定時制各部もしくは通信制すべての生徒へのアンケート調査を実施する。
- 被害側、加害側の生徒の保護者と直ちに面談する機会を持ち、事情を説明する。
- 保護者の協力を得て、いじめの解消のみならず関係改善を行うとともに、傍観者や観衆への指導も行う。
- 犯罪等に該当すると考えられる場合には、直ちに所轄の警察に相談または通報する。